

質 疑 回 答 書（長久手市田園バレー交流施設（あぐりん村）） 令和6年8月20日

No.	資料名称 ページ数・行数	質 疑 事 項	回 答
1	募集要項 P5-17行	申請書類 ウ「申請する法人等に関する書類」の(エ)「本社等所在地および長久手市において税金の未納がないことの証明書」と記載があるが、「本社等所在地」とは支店（県外複数箇所に設置）も含まれるか。 また、共同体を構成する場合は、全構成員の上記証明書が必要であるか。	「本社等所在地」とは、法人を登記した本店又は主たる事務所の所在地を指します。支店（県外複数箇所に設置）や営業所は含みません。共同体を構成する場合は、全構成員の同様の証明書を提出して下さい。 また、必要な証明書は市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税に関するもので、国、都道府県及び市町村に納税する全てが対象となります。
2	仕様書 P4-36行	委託販売手数料について、長久手市内で生産している出荷者の商品の手数料は過去に15%としていた情報があったが、18%に上げた時期とその理由を教えてください。	開業以来据え置いていた委託販売手数料を3%増加の改定をしたのは、令和元年10月からです。改定の理由としては、人件費、各種原材料費、燃料費、光熱水費等の高騰に対応するためでした。
3	仕様書P5-17行	運營業務「市の施策を反映させた業務」エ「長久手市の伝統野菜「真菜」の普及に関すること」について、過去に実施した具体的な施策内容を教えてください。	真菜を使った料理レシピの作成・配布、真菜料理の試食等を実施しました。
4	仕様書P10-25行	「市有物品」について、備品台帳を開示頂きたい。	あぐりん村における市所有の備品は、仕様書別表 4-2、4-6 に記載があるものになります。
5	仕様書P10-26行	市有備品は指定管理者による修理とのことですが、補助資料06に記載された物品には、業務仕様書16ページ別表4-6冷蔵冷凍設備と同様の「設備」も記載されていますが「市有物品」として取り扱われるのか教えてください。 (現在施設にある設備・備品は、原則全て一旦市有物品となり管理者に貸与されているという認識で良いか。)	補助資料06に記載されている物品は、令和7年4月1日以降は「市有物品」として取り扱います。 現在あぐりん村にある設備・備品は、原則全て一旦市有物品となり管理者に貸与されているという認識で良いです。(仕様書P10 第9-1)
6	仕様書 P13-1行	別表1 参加者数の多い「11月収穫祭」「1月餅つき大会」の概要及び指定管理者と出荷組合の役割について教えてください。	「11月収穫祭」「1月餅つき大会」の概要については、次のあぐりん村ホームページのイベントカレンダーを御覧ください。 http://www.nagakuteonsen.jp/agrin/event_cal/#http://www.nagakuteonsen.jp/agrin/event_cal/ 指定管理者と出荷組合である市（いち）・ござらっせの会の役割について、この両イベントは市・ござらっせの会が主催するイベントであるため、大部分は市・ござらっせの会が運営等を行います。指定管理者は、餅つき大会の材料代の一部を補助することや、一部の社員が運営の補助を行っています。
7	仕様書 P14-7行 ～P16-33	別表4の各種点検業務の頻度と回数は現在の指定管理者が実施しているものと変更はないか。	仕様書別表4に記載の点検回数は、令和6年度に市が委託業者（補助資料10）に発注して実施している業務です。令和7年度からは、指定管理者が実施しますが、法律等で規定されているものを除き、点検回数については別表4を参考とし、あぐりん村利用者が安全かつ快適に利用できるよう留意し、指定管理者の判断で行うこととしてください。(仕様書P-6 第5-4)
8	その他	長久手市内に会社の拠点を置く必要はないか。	指定管理業務が円滑に履行できるのであれば、長久手市内に会社の拠点を置く必要はありません。
9	その他	現在設置されている「わたあめ/コカ・コーラ瓶自動販売機」は、現指定管理者と業者との契約により設置されているもので、引き継ぐことも入れ替えることもどちらも可能という認識で良いか。	その認識でよろしいです。
10	その他	自動販売機を増設した場合の1台あたりの占用料相当額はいくらか。 (サイズ目安：幅1378mm、奥行き819mm程度)	自動販売機1台につき、毎月5,000円を使用料（占用料相当）として徴収する予定です。
11	募集要項 P5-2(2)申請書類	(エ)の本社等所在地の未納がないことの証明は国税、県税、市税の全てでしょうか。お示してください。 また、長久手市の納税証明書について、範囲は市税という認識でよろしいでしょうか。	質問No.1の回答を御覧ください。

※資料名称は、本募集要項に関するものは「募集要項」長久手市田園バレー交流施設（あぐりん村）指定管理業務仕様書に関するものは「仕様書」、その他のものについては「その他」と記入しています。